

消費者志向自主宣言 フォローアップ活動報告 2021

対象期間：2021年9月1日～2022年8月31日

2022年9月
一般社団法人 日本エステティック業協会

消費者志向自主宣言

理 念



AEA

ALL NIPPON ESTHETIC ASSOCIATION
SINCE 1987

- エステティックを通じ「美と健康」を人々に提供し、社会に貢献することを目指します
- お客様の安心・安全を第一に高品質なサービスを提供します
- エステティック産業の健全な成長を目指します

I. みんなの声を聴き、かついかすこと

- 情報の社内共有を進め、従業員が各種課題案件への対応を学ぶことによりお客様目線での業務の改善へつなげます。
この結果を、会員企業へのサービス向上に反映し、お客様・消費者への適切かつ迅速な対応ができるよう努めます。
- AEAエステティック相談センターにてお客様、消費者の声を聴き会員企業のサービス改善に努めます。また、法令、条例、制度等の改定、及び衛生・安全指導等については、ホームページ、メールを通じ会員企業の方々に随時情報提供し、会員企業のサービスにタイムリーに反映されるようにします。コンプライアンス委員会ホームページにて消費者の方々にも提供いたします。



Ⅱ. 未来・次世代のために取り組むこと

- 「健康経営」を実践し従業員が生き生きとして業務に取り組み、ワークライフバランスの充実を図り、従業員が業務を離れグローバルな視点で未来・次世代のことを考え行動を起こせる組織を目指します。
- エステティックという業態を生かし女性が活躍できる職場作りを進め、持続的に成長が図られる組織が実現できるよう支援していきます。



出典：AEAコンセプトムービー「十年分の私へ」

Ⅲ. 法令の遵守/コーポレートガバナンスの強化をすること

- お客様にとり、より安心・安全で高品質なエステティックサービスを提供するサロンづくりに努めるという基本方針を経営トップが明確に打ち出し、会員企業および社内への浸透を図ります。
- 安心安全で信頼できるエステティックサロンを表彰する「優良サロン制度」の浸透を進め、お客様目線でのエステティックサロン選択の物差しとなるようにしていきます。
- AEAエステティック相談センターへ寄せられた案件をコンプライアンス委員会、理事会にて共有し、解決、改善策を策定し会員企業へ周知徹底を図りサービスの改善につなげます。また苦情、不当な広告表示等については全国の消費者関連行政団体へ定期的に情報提供を行い、行政主導による業界の健全化に貢献します。



出典：AEA発行「マンガで分かる 優良サロン制度」

I. みんなの声を聴き、かついかすこと

16 平和と公正を
すべての人に



AEAエステティック相談センターの活用

AEAエステティック相談センターでは、エステティックに関する相談を受け付けています。消費者や事業者、ならびに行政機関やマスコミ関係者などからのエステティック契約やサービスに関わるトラブルや疑問などに、専門の相談員より助言や情報提供を行っています。

受け付けました相談事例は、事務局内ならびに定例会議にて共有し、消費者問題などを含む重要案件については、対応策を協議し、ガイドラインやガイダンスの作成を行い、会員企業や消費者に対し注意喚起を行っています。

また、毎年6月中旬には、相談受付内容を取りまとめた「年間相談報告書」を、関連行政機関をはじめ、国民生活センターや全国の消費生活センター、消費者関連団体へ送付し、誰でも閲覧できるようAEAホームページへ掲載しています。

▼掲載内容

<https://www.esthesite.jp/compliance/contract/#supportcenter>

《ガイドライン》

- 成年に達した若年者に対する適切な対応について
- 労働管理ガイドライン
- 無料施術サービス(商品)付契約ガイドライン
- 「有効期限を延長した契約の解約対応ガイダンス」について



主な取組内容と実績

I. みんなの声を聴き、かついかすこと

4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



16 平和と公正を
すべての人に



従業員の積極的対話や勉強会参加

AEAでは、従業員全員が自主的・能動的に業務の効率化や見直しなどを考え、会員企業や消費者の方々へより良いサービスを提供できるように、更なるエステティック業界の発展を目指しています。

各自の業務進捗状況や連絡事項などを発表する情報共有の場を月に2回以上設け、従業員全員で積極的な意見交換をしています。



「事務局ミーティング」



「薬機法セミナー参加」

また、エステティック業に関連する特定商取引法や消費者契約法、景品表示法や薬機法などの専門知識の向上に必要な勉強会などへの参加も積極的に行っています。

各々が得た有益な情報や知識は、各委員会開催の勉強会やセミナーのテーマとし、エステティック業界の発展に役立てています。

Ⅱ. 未来・次世代のために取り組むこと



「産学共同・産学連携」業界セミナー・勉強会実施

AEA教育委員会では、認定校の学生の皆さまを対象に、現役エステティシャンによる業界セミナーを定期的
に開催しています。

エステティック業界についての理解を深めていただくこと、
エステティシャンとしての心得や就職に向けてのアドバイス、
キャリアアップに結び付くスキルアップの方法など。
学生さんからの質疑応答などにフランクにお答えしています。



「業界セミナー」

▼取組内容

https://www.esthesite.jp/about_admission/training/

エステティシャン教育に関する活動 ～ AEA認定エステティシャン養成制度 ～

毎年8月に試験官・認定講師勉強会、12月には認定校会議を開催し1年間の活動報告などを行っています。

12月開催の認定校会議では、教育・育成現場で活躍されている皆さまに向けて、リモート世代との向き合い方や指導方法などについて、公認心理師の先生をお招きし「心理学から読み解く、リアル・リモート世代の育て方～未来に向けての力～」と題した特別講演を行い、例年とは一味違った認定校会議となりました。

8月の試験官・認定講師勉強会では、「試験官の口頭試問対応力」についてグループディスカッションの場を設け、受験者の実力を引き出すためにどうあるべきかなど、積極的な議論ができたとのことをお声をいただき大変好評でした。

Ⅱ. 未来・次世代のために取り組むこと

16 平和と公正を
すべての人に



「経済産業省こどもデー」への継続参加

霞が関の府省庁が連携して、施策に対する理解を深めてもらうことを目的とした「こども霞が関見学デー」に継続して参加しています。

本年もWEBでの参加となりましたが、お子さま向けにエステティシヤンの仕事について知ってもらえるような内容と、コロナ禍でもご家庭で楽しめるバスボムの作り方など、計4本の動画を作成しました。子どもたちに、エステティシヤンという職業に興味を持ってもらうこと、また、参加を通じて、親子の触れ合いを深めてもらうことを目的としています。

▼取組内容

<https://www.meti.go.jp/intro/kids/torikumi/kids2022.html>



★ いつでも閲覧可能 参加無料

キレイのスペシャリストってどんなお仕事かな？

キレイのスペシャリスト「エステティシヤン」ってどんなお仕事かな？
バスボムを作ったり、キレイになるトリートメントをやってみよう！
お肌についてのクイズもあるよ！！

出展：一般社団法人日本エステティック振興協議会／一般社団法人日本エステティック工業会／一般社団法人日本エステティック協会／一般社団法人日本エステティック業協会



開催日：8月3日（水）、4日（木）
対象：小学生～

- ①アニメ「十年分の私へ」
- ②バスボムを作ってみよう♪
- ③「エステティシヤン」ってどんなお仕事かな？～トリートメントやってみよう～
- ④美肌クイズ

閲覧ができないなどトラブルがありましたら、こちらまでご連絡ください：
一般社団法人日本エステティック業協会 事務局 電話：03-6272-6154

出典：経済産業省「こどもデー」ホームページより

Ⅱ. 未来・次世代のために取り組むこと



「健康経営優良法人2022」に認定されました

AEAでは、従業員一人ひとりが心身ともに健康で、働きやすい・働きがいのある職場が最も重要であると考え、健康経営健康づくりへの取り組みを積極的に行っています。

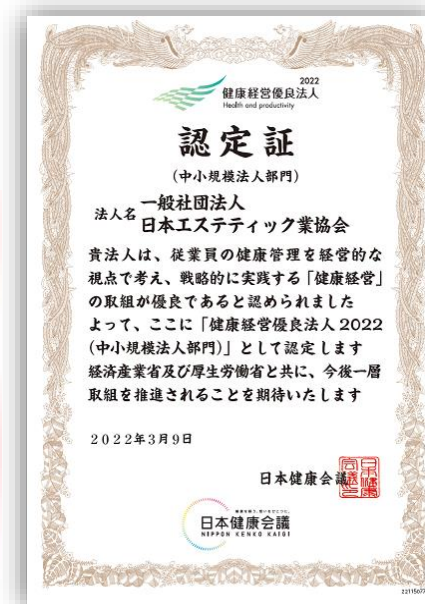
従業員全員で始業前ストレッチや体操、ウォーキングイベントに参加するなど、運動促進を行っています。メンタルヘルス研修の実施、健康づくりミーティングを毎月開催し、従業員の活力向上や生産性の向上、さらには組織としての価値向上を目指しています。

会員企業の皆さまへは、健康経営について理解を深めていただきたく、「健康経営ハンドブック*」を作成し配布させていただいた結果、健康経営に取り組む会員企業も年々増えてきています。

▼取組内容

https://www.esthesite.jp/compliance/health_management/

* 監修 経済産業省



出典：AEA発行「健康経営ハンドブック」

Ⅱ. 未来・次世代のために取り組むこと

3 すべての人に
健康と福祉を



8 働きがいも
経済成長も



12 つくる責任
つぐ責任



「キャップの貯金箱」活動への参加

ペットボトルキャップの回収活動を実施し、「NPO法人世界の子どもにワクチンを 日本委員会」が行う子どもワクチン支援活動に協力しています。

回収されたペットボトルキャップは、「NPO法人キャップの貯金箱推進ネットワーク」を通じて福祉施設へ送られます。障がい者の皆さまには、キャップのリサイクルに必要な異物除去作業を行っていただき、工賃をお支払いすることで、分別業務を通じた自立支援活動にも繋がっています。これらの団体を通じて、発展途上国の子どもたちへ感染症から命を守るためのワクチンや医療物資などが贈られています。

キャップ実績レポート

一般社団法人 日本エステティック業協会 様

このたびは「キャップの貯金箱推進ネットワーク」の活動にご協力頂きましてありがとうございます。皆様の温かいお心に感謝申し上げます。

■今回のご提供キャップ (2022/01/18 分) (回収分)		預かり寄付金
重量	個数 (概算)	
7.14 Kg	3,070 個	71 円
ワクチン種類	一人分の価格	合計
ポリオ (小児麻痺)	約 20 円	約 3.55 人分

※1kg = 約430個 = 約 ¥10の計算になります。
上記の数値はご提供いただいたキャップを売却した際の数字ですので市場動向により変動することがあります。また、ワクチンはポリオ以外にBCG (約¥7)・はしか (¥95)・MMR (約¥114)・DPT (約¥9) など、あります。
寄付金額 (重量 × 1.0円) は一時お預かりしたあと、後日「世界の子どもにワクチンを日本委員会」様へ送金いたします。

CO2換算 22.49 kg の削減に繋がりました。

※CO2の換算方法は、キャップ1kg (約430個) をごみとして焼却するとCO2が3150g発生しますので、重量 (kg) × 3150g で計算しています。

■これまでの合計

総重量 7.14 Kg

■障がい者施設からのお礼

皆さんのおかげで楽しくお仕事をしています。ありがとうございます。



柏の葉 (立川市)
天成舎 (国立市)
こたち (柏江市)
おおよま (板橋区)
バオバブ (東久留米市)

今後とも「キャップの貯金箱」運動にご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

特定非営利活動法人
『キャップの貯金箱推進ネットワーク』

※非出推価格・石油量・原油価格の換算について
価格の変動が多いため、換算値の計算が難しいので、今回からは表示しておりません。
申し訳ございませんが、ご了承下さい。



回収したペットボトルキャップ



ペットボトルキャップ回収専用BOX

出典：「キャップの貯金箱推進ネットワーク」より

Ⅲ. 法令の遵守/コーポレートガバナンスの強化をすること



AEA優良サロン制度の充実



AEAでは、エステティックを人々の健康と美を支えるサービス産業と捉え、消費者の皆さまに安心・安全で高品質な サービスを提供することを最優先事項として取り組んでおります。この目的を具体化する一つの施策として「優良サロン制度」を設立しました。

優良サロン制度においては、従来の法令遵守、エステティシャン 教育に加え、従業員のキャリア形成や労働環境の整備等の人への投資も審査の対象とし、これらにより安定した雇用環境の創出が図られ、サービスの質の向上にも繋がると考えています。また、優良サロン認定を得ることによって、消費者からの信用を得ると同時に、消費者の皆さまにとっては、サロン選びの判断基準にもなります。

【2022年9月末現在 認定企業：11社 493店舗 登録】

優良サロン制度は、経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方*」を踏まえた業界自主ガイドラインとして登録されています。2019年度より開始した本制度は3年目を迎えました。

2022年2月には中立的立場の有識者、専門家を含む策定委員会を設立し、制度内容につき改訂を行い、審査におけるエビデンスの強化を図り、より充実したものとしました。

*ヘルスケアに関する業界団体などが業界自主ガイドライン等を策定・改定する際に踏まえるべき指針

▼取組内容

<https://www.esthesite.jp/aboutus/excellentsalon/>



消費者や事業者への情報提供

AEAコンプライアンス委員会では、エステティックに関連する広範なコンプライアンス関連事案について消費者目線で議論をしています。

活動内容は会員企業のみならず、エステティック産業に関係する事業者や従事者、エステティックサービスを利用される消費者、エステティックに興味のある方にも参考となる情報として、AEAホームページ「コンプライアンス委員会からのお知らせ」にて紹介しています。

《掲載事例》

- 「エステサロン等でのHIFU(ハイフ)による事故に係る事故等原因調査」について_消費者安全調査委員会
- 「男性も増加！脱毛エステのトラブル」について_国民生活センター
- エステティック事業者に対する景品表示法に基づく措置命令_消費者庁
- 消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の改正案について_消費者庁
- Noパワハラ！Noセクハラ！Noマタハラ！_厚生労働省
- 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識 (2022年4月版)_厚生労働省
- 脱毛エステの通り放題コースによる中途解約・精算トラブルについて_国民生活センター
- 人生100年時代の社会人基礎力について_経済産業省

▼取組内容

<https://www.esthesite.jp/compliance/>

Ⅲ. 法令の遵守/コーポレートガバナンスの強化をすること

16 平和と公正を
すべての人に



消費生活センター 相談員向け研修会実施

AEAではエステティックに関する法令セミナーなどを随時行っています。

消費者被害防止のために、近年問題とされている内容などの相談事例を踏まえながら、具体的にお話をさせていただいております。

本年6月には「エステティックに関するトラブル事例と解決のための基礎知識 ～近年増加傾向にある相談をもとに解説～」と題し、山口県消費生活センター主催の消費生活相談担当職員実務研修にて、1時間程度AEAエステティック相談センターへ寄せられました事例をもとに、エステティックサービスや相談者に対するアドバイス内容などについて、クイズを取り入れながらお話をさせていただきました。

今後も全国の消費生活センターなどからのご要望がありましたら、随時研修などを行う予定です。

《主な研修内容》

- AEAエステティック相談センターについて
- エステティック業とは
- エステティックサロンで提供する主な施術
- 主な相談内容
- 相談事例と回答・助言
- エステティック相談にあたって

V. エステティック相談にあたって

- 聞き取りの重要性
- 次々と新しい契約の提案
- 関連商品と推奨商品
- 倒産や店舗閉鎖
- 施術によるトラブル

II. エステティック業とは

手技または化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所

特定商取引法で定められた定義

人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと



出典：「AEA作成：研修スライド」より